



税務Q&A | 税務調査手続き規定の制定(国税通則法改正)

九州北部税理士会 福岡支部 調査研究委員会 末吉 幹久 (九州北部税理士会 福岡支部 ホームページ <http://www.kyuhokuzei-fukuoka.jp/>)

Q 税務調査のやり方が変わったと聞いたのですが、どのようになつたのでしょうか？

新しい税務調査のルールを定めた国税通則法が平成25年1月から施行され、これまで必ずしもはっきりしていなかった調査手続が一部明確化され、また、規定がなかった部分についての整備が行われました。

今回と次回の「税務Q&A」では、新しくなった税務調査手続きについて、**1.調査の初動部分**、**2.調査の中盤**、**3.調査の終盤**、の3つの場面ごとに解説をしたいと思います。

1. 調査の初動部分

(1)事前通知

平成25年1月から、実地に臨場しての税務調査を行う際には、原則として事前通知を行わなければならないことになりました。

これまで、多くの場合は「(旧)事前通知」は行われていたのですが、今回あらためてその手続きを法定化したものです。

事前通知手続において通知すべき項目は11項目あり、注意事項を合わせて右の表にまとめてみます。

税務行政の運用上(法律の規定ではなく、行政内部の全国統一ルールとして)、表の11項目の事前通知に先だって、納税者と税理士に対して「都合の聴取・日程調整」を行うことになっています。

なお、これまで行われていた(旧)

	事前通知が義務付けられている項目	注 意 点
1	その旨(実地の調査を行うことそのもの)	• 税理士との委任契約がある場合でも、この項目だけは納税義務者に直接通知しなければならないことになっていますが、2以降の項目は税理士に対する通知とすることができます。
2	質問検査等を行う実地の調査を開始する日時	• 都合の聴取(日程調整)(後述)で聞き取られた内容が反映されます。通知後の変更は理由があれば可能です。
3	調査を行う場所	• 実地調査初日の場所が通知されます。
4	調査の目的	• 調査(選定)理由の開示は行われません。 • 例えば、「提出された申告書の記載内容を確認するため」といった内容となります。
5	調査の対象となる税目	• 事前通知段階で通知されなかった税目を追加的に調査する場合には、納税義務書の理解と協力が必要となります。(相続税の調査中に贈与税の無申告が明らかになるような場合)
6	調査の対象となる期間	• 一旦終了させた年度については、新たに得られた情報がない限り、再調査はできないこととされていますので、手続上重要な項目であると考えられます。
7	調査の対象となる帳簿書類その他の物件	• 帳簿その他の物件の提示・提出において「理解と協力の下、その承諾を得て行う」こととされていますが、法定保存義務のない帳簿その他の物件が通知される場合には、その必要性について一層の理解と協力の求めがあるべきと思われます。
8	調査の相手方である納税義務者の氏名及び住所又は居所	• 特にコメントはありません。
9	調査を行う当該職員の氏名及び所属官署等	• 特にコメントはありません。
10	2又は3に掲げる事項の変更に関する事項	• 調査開始日時と調査初日の場所の変更ルールについての説明です。
11	4から6以外の事項について非違が疑われることとなった場合の取扱いの趣旨	• 事前通知された内容以外の事項について非違が疑われることとなった場合に、その部分の事前通知がなされていなくても質問検査ができることを確認するものです。

事前通知では、先ず税理士に先に連絡が入ることが多かったのですが、新しい税務調査手続きにおいては、必ずしも税理士に先に連絡が行くということではないようです。

(2)無予告調査

今回の事前通知の法定化に伴い、

その例外規定である事前通知を要しない場合の規定が整備されました。

具体的には、税務署長が一定のおそれがあると合理的に推認される場合にのみ無予告調査が可能になり、無予告調査の選定にあたり、これまでよりも慎重な判断が行われることとなります。